

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。

2 源泉徴収税率（平成16年分）

(1) 利子所得（源泉分離）	15%
(2) 配当所得		
① 株式等		
イ 総合課税分 軽減税率適用分	7%
(平成16年1月1日以降適用)		
普通税率適用分	20%
ロ 源泉分離課税分	15%
② 公募投資信託等の収益の分配等（源泉分離）	15%
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18% (又は16%)
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
(5) 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(6) 退職所得		
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額表」 (略)
ロ 無申告の場合	20%
(7) 報酬・料金等		
イ 原稿料等（所得税法第204条1号）		
弁護士、税理士等（同条2号）		
職業野球選手、騎手等（同条4号）		
芸能等についての出演、演出等（同条5号）		
契約金（同条7号）		
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条2号）	= 1回の支払金額1万円超	
職業拳闘家（同条4号）	= 1回の支払金額5万円超	
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号）	= 月中の支払金額12万円超	
バー、キャバレーのホステス（同条6号）	= (5千円×日数) を超える額	
広告宣伝の賞金（同条8号）	= 1回の支払金額50万円超	
競馬の馬主が受ける賞金（同条8号）	= (賞金額の20%+60万円) を超える額	
ハ 診療報酬（同条3号）	= 月分の支払金額20万円超 10%
(8) 公的年金等（所得税法第203条の2）	= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) 10%
(9) 生命保険契約等に基づく年金	$\left\{ \begin{array}{l} (\text{支払う年金の額} - \text{その年金の} \\ \text{額に対応する保険料又は掛金} \\ \text{の額}) \text{ で } 25 \text{ 万円を超えるもの} \end{array} \right\}$ 10%